

2013年11月15日

No.181

又市征治 国政だより

又市征治事務所
発行責任者 東 篤
富山市下新町 8-16
TEL 076-441-0800
HP: www.s-mataichi.com

11月14日の総務委員会で**又市征治議員**は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案と、同法案と同趣旨の地方公務員法の改正案、ならびに特定秘密保護法案について質疑を行いました。

制度を活用できる職場環境の整備を！



又市議員は、地方公務員の働き方が地域の民間労働者に大きな影響を与えることを強調し、民間企業ではまだ少数である同行休業制度を国、地方に導入する意義、自治体に対する条例制定に向けた支援、ならびに制度が絵に描いた餅にならないための施策について総務省の見解を質しました。

新藤総務大臣等は、ワークライフバランスの充実、子育て支援等々のために公務職場から率先して導入したい、また地方においても国における様々な取り組み、運用方針を提示し、条例制定を働き掛けていきたいと答弁しました。

特定秘密が自治体に提供されるかどうか、曖昧な特定秘密保護法

又市議員は、特定秘密を取り扱うために必要な適正評価は地方公務員に行われるのか、「武力攻撃事態等における国民保護法」や「武力事態対処法」等の関連で自治体に特定秘密は提供されることはないのか、特定秘密が自治体に提供されないなら情報公開請求に応じても法違反に問われることはないのかと、内閣情報調査室に質しました。

梶田審議官は、一方で地方公務員は適正評価を受けない、また地方自治体に特定秘密が提供されることはないと答弁しながら、他方で公益上特に必要があると思える場合には特定秘密が自治体等に提供されると答弁しました。また特定秘密を誤って情報公開請求で開示した場合、過失による漏えいが問われると答弁しました。

この答弁では、特定秘密が自治体に提示されるかどうか、具体的にはどのような時に提示されるか、その場合、自治体労働者は適正評価を受けるのかどうか、はっきりしません。

裁判所証拠開示命令が出れば、特定秘密を解除し公判廷に提示される

次に**又市議員**は、保護法違反で訴追された場合、公開の裁判では保護法にもとづいて証拠である特定秘密が開示されず裁判所は適切な判断ができないのではないかと懸念を表明しました。これに対し、判事だけが証拠を閲覧できるインカメラ審査が可能であるし、裁判所から証拠開示命令が出た場合は、特定秘密の解除を行い公判廷に提示すると答弁されました。

現在、特定秘密保護法は衆議院で審議されていますが、社民党は参議院では特別委員会の問題点を明らかにし、廃案に追い込むよう頑張ります。